



訪問看護
重要事項説明書



有限会社

センターキュア

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション センターキュア
所在地	千葉県館山市亀ヶ原 751-1
介護保険指定番号	訪問看護 (千葉県 1263690062 号)
管理者	宮本 輝美
連絡先	① 080-5529-1195 ②0470-27-2239
サービスを提供する地域*	館山市、南房総市、鋸南町

* 上記地域以外の方も希望の方はご相談ください。

2. 事業所の職員体制

(1) 管理者 1名 (看護師)

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

(2) 職員 常勤換算で2.5名以上の看護師または准看護師が、常にいるような配置になっている。

訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(3) 事務職員 1名以上

必要な事務を行う。

事業所は、緊急時訪問看護加算（24 時間対応体制加算）、特別管理加算（重症者管理加算）を算定できる体制をとっております。

3. 営業時間

平 日	8 : 45 ~ 17:45
土・日・祝日	公休

年末年始の12月29日から1月3日までは除くものとします。

4. 利用料金及びサービス利用者負担金

(1) サービス利用料及び利用者負担金については別紙の料金表によります。

(2) サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者のご負担になります。

5. キャンセル

(1) ご利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに下記の連絡先までご連絡下さい。

連絡先の電話番号：①080-5529-1195 ②0470-27-2239

(2) ご利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルは、利用者負担金の100%相当額のキャンセル料を申し受けることになります。(ただし、ご利用者の容態の急変など、緊急の場合や、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)

6. 事故発生時の対応等

サービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 緊急時の対応

- (1) サービスの提供を行っている時にご利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等を行います。
- (2) 緊急時訪問看護加算（24 時間対応体制加算）に同意された場合に限り、サービスの提供を行っていない時にも常時電話連絡を取ることができます。

8. 秘密保持

- (1) 業務上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を、ご利用者又は第三者の生命、身体等の危険防止の為など正当な理由がある場合を除いて契約期間中及び契約期間終了後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書等によりご利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した個人情報を利用できるものとします。

9. 当事業所のサービス方針等

当事業所の理念は、ご利用者様らしい生活を送ることができるよう支援することです。

その為に、ご利用者様の心身の特性を踏まえ、ご要望に応えられるよう努めるものと致します。サービスの提供にあたっては、関係各機関と連携を図らせていただきます。

10. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

12. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的 to 開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③職員に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

13. 身体的拘束等の防止

当事業所は緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束そのご利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず行う場合はその様態及びご利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

○緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・ご利用者本人又は従業者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合(切迫性)
- ・身体拘束その他の拘束制限を行う以外に代替する介護方法がない場合(代替性)
- ・身体拘束その他の拘束制限が一時的なものである場合(一時性)

14. 相談・苦情窓口

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

担 当	宮本 輝美
電話番号	080-5529-1195
F A X	0470-28-4147

(2) 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

館 山 市	0470-22-3111 (代表電話)
南 房 総 市	0470-36-1152 (保険福祉部)
安房郡鋸南町	0470-55-2111 (代表電話)
千葉県国民健康保険団体連合会	043-254-7428 (介護保険課苦情処理係)

15. 事業者の概要

名 称	有限会社 センターキュア
代 表 名	代表取締役 石川 浩美
所 在 地	千葉県館山市稲 436-1
業務の内容	居宅介護支援 訪問看護 通所介護 看護小規模多機能型居宅介護